

## [事案 30-107] 入院給付金等支払請求

・平成 31 年 1 月 18 日 和解成立

### <事案の概要>

アキレス腱断裂により入院したため、入院給付金等を請求したところ、約款に定める「入院」および「就業不能状態」に該当しないとして一部給付金が支払われなかったことを不服として、各給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

アキレス腱断裂により、A 病院に入院（入院①）し、手術を受けた後、B 病院に転院（入院②）したため、平成 28 年 10 月に契約した組立型保険にもとづき、入院給付金、手術給付金および就業不能給付金を請求したところ、入院①に対する入院給付金および手術給付金は支払われたが、入院②に対する入院給付金と就業不能給付金は不支払いとなった。しかし、以下の理由により、入院②に対する入院給付金と就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)入院は、医師の指示によるものであるから、各給付金の支払事由に該当する。
- (2)担当者から、入院②に対する入院給付金と就業不能給付金は支払われるとの説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)アキレス腱断裂に伴う一般的入院期間および外泊の状況から、入院②は約款に定める「入院」に該当せず、また、入院中の日常生活動作から、申立人は約款に定める「就業不能状態」にも該当しない。
- (2)担当者が誤解を招く説明をしたことは認める。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院②は常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったものとは認められないことから約款に定める「入院」とは認められず、申立人が約款に定める「就業不能状態」にあるとも認められない。しかし、申立人の給付金に関する照会に対し、担当者が不適切な回答をしたことは認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。